半期報告書

(第121期中)

自 2025年4月1日

至 2025年9月30日

株式会社 東和銀行

群馬県前橋市本町二丁目12番6号

目 次

表紙		頁
第一部	企業情報	1
第1	企業の概況	1
1	. 主要な経営指標等の推移	1
2	. 事業の内容	2
第 2	事業の状況	
1	• 21• • 2	
2	. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
3	. 重要な契約等	9
第3	提出会社の状況	
1	11 - 4 - 11 - 1	
	(1) 株式の総数等	
	(2) 新株予約権等の状況	
	(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	
	(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	
	(5) 大株主の状況	
	(6) 議決権の状況	
2	. 役員の状況	14
第4	経理の状況	15
1	. 中間連結財務諸表	16
	(1) 中間連結貸借対照表	16
	(2) 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書	17
	中間連結損益計算書	17
	中間連結包括利益計算書	18
	(3) 中間連結株主資本等変動計算書	19
	(4) 中間連結キャッシュ・フロー計算書	21
2	. その他	43
3	. 中間財務諸表	44
	(1) 中間貸借対照表	44
	(2) 中間損益計算書	
	(3) 中間株主資本等変動計算書	
4	. その他	
第二部	提出会社の保証会社等の情報	52

• 中間監査報告書

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号

【提出先】関東財務局長【提出日】2025年11月12日

【中間会計期間】 第121期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

【会社名】 株式会社東和銀行 【英訳名】 THE TOWA BANK, LTD.

【本店の所在の場所】 群馬県前橋市本町二丁目12番6号

【電話番号】 027(234)1111(代表)

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 野口 洋一

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区銀座三丁目10番7号

株式会社東和銀行東京支店

【電話番号】 03 (3542) 7111 (代表)

【事務連絡者氏名】 東京支店長兼東京事務所長 中山 隆裕

【縦覧に供する場所】 株式会社東和銀行東京支店

(東京都中央区銀座三丁目10番7号)

株式会社東和銀行大宮支店

(埼玉県さいたま市北区東大成町一丁目494番地3号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2023年度中間 連結会計期間	2024年度中間 連結会計期間	2025年度中間 連結会計期間	2023年度	2024年度
		(自 2023年 4月1日 至 2023年 9月30日)	(自 2024年 4月1日 至 2024年 9月30日)	(自 2025年 4月1日 至 2025年 9月30日)	(自 2023年 4月1日 至 2024年 3月31日)	(自 2024年 4月1日 至 2025年 3月31日)
連結経常収益	百万円	17, 301	16, 776	20, 546	34, 138	37, 815
連結経常利益	百万円	2,001	2, 066	3, 016	4, 335	6, 389
親会社株主に帰属する中間 純利益	百万円	1,531	1, 196	3, 127		
親会社株主に帰属する当期 純利益	百万円				3, 530	4, 520
連結中間包括利益	百万円	△5, 498	△1,866	3, 663		
連結包括利益	百万円				1, 989	△9, 499
連結純資産額	百万円	111, 093	98, 971	92, 556	118, 605	91, 171
連結総資産額	百万円	2, 414, 563	2, 411, 170	2, 402, 304	2, 405, 654	2, 382, 753
1株当たり純資産額	円	2, 576. 31	2, 649. 77	2, 590. 89	2, 772. 96	2, 458. 71
1株当たり中間純利益	円	41. 43	32. 29	87. 19		
1株当たり当期純利益	円				89. 84	122. 36
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益	円	23. 79	28. 01	86. 19		
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円			_	56. 00	113. 01
自己資本比率	%	4. 56	4. 07	3. 82	4. 89	3. 79
連結自己資本比率(国内基準)	%	10. 25	8. 79	9. 82	10.06	9. 75
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	30, 551	15, 007	970	941	△15, 901
投資活動によるキャッシ ュ・フロー	百万円	3, 965	△8, 910	8, 520	7, 425	6, 159
財務活動によるキャッシ ュ・フロー	百万円	△1, 120	△17, 792	△2, 302	△1, 120	△17, 981
現金及び現金同等物の中間 期末 (期末) 残高	百万円	220, 950	183, 105	174, 264	194, 800	167, 076
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	1, 315 (447)	1, 272 [428]	1, 270 (419)	1, 257 (445)	1, 232 [426]

⁽注) 1. 自己資本比率は、((中間) 期末純資産の部合計一(中間) 期末新株予約権一(中間) 期末非支配株主持分) を(中間) 期末資産の部の合計で除して算出しております。

^{2.} 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第119期中	第120期中	第121期中	第119期	第120期
決算年月		2023年 9 月	2024年 9 月	2025年 9 月	2024年3月	2025年3月
経常収益	百万円	15, 429	14, 738	18, 573	30, 314	33, 902
経常利益	百万円	1, 989	2, 050	3, 002	4, 307	6, 373
中間純利益	百万円	1, 523	1, 179	3, 116		
当期純利益	百万円				3, 510	4, 502
資本金	百万円	38, 653	38, 653	38, 653	38, 653	38, 653
発行済株式総数 普通株式 第二種優先株式	千株	37, 180 7, 500	37, 180 —	37, 180 —	37, 180 7, 500	37, 180 —
純資産額	百万円	109, 158	95, 720	90, 031	115, 247	88, 525
総資産額	百万円	2, 405, 549	2, 401, 139	2, 392, 047	2, 395, 194	2, 372, 938
預金残高	百万円	2, 185, 290	2, 183, 996	2, 169, 661	2, 153, 415	2, 156, 325
貸出金残高	百万円	1, 567, 238	1, 594, 721	1, 628, 053	1, 579, 511	1, 609, 244
有価証券残高	百万円	557, 559	561, 937	531, 798	557, 330	535, 059
1株当たり配当額 普通株式 第二種優先株式	円		_		35 27. 680	35 —
自己資本比率	%	4. 52	3. 97	3. 75	4. 80	3. 71
単体自己資本比率(国内基 準)	%	10. 24	8. 75	9. 77	10. 05	9. 71
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	1, 286 (445)	1, 243 (426)	1, 243 (417)	1, 229 (443)	1, 203 (424)

- (注) 1. 自己資本比率は、((中間) 期末純資産の部合計一(中間) 期末新株予約権)を(中間) 期末資産の部の合計で除して算出しております。
 - 2. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
 - 3. 2024年5月14日付で第二種優先株式7,500,000株を取得し、同日そのすべてを消却したため、提出日現在発 行済株式はありません。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事項の発生及び重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当中間連結会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日)におけるわが国の経済は、米国のトランプ大統領により相互関税の導入が発表され、先行き不透明感が強まりましたが、日米合意に至ったことで不確実性が軽減され、設備投資計画等に改善がみられました。また、堅調なインバウンド需要と個人消費が下支えとなり緩やかな回復基調が続きました。

このような経済状況のもと、当行は、第一期中期経営計画「TOWA Future Plan I~ともに豊かな未来を創造する~」(以下、中計)に基づき、地域のお客さまの持続的な発展に貢献するとともに、当行の企業価値向上を目指してまいりました。中計では「TOWA お客様応援活動」の更なる強化・深化を基本戦略とし、そのための土台となる具体的施策として「業務の選択と集中」と「人的資本向上に向けた取組み」などに取り組んでまいりました。

当中間連結会計期間の連結経営成績は、以下のとおりとなりました。

経常収益は、貸出金利息や有価証券利息配当金の増加などにより資金運用収益が増加し、また、役務取引等収益や償却債権取立益が増加したことなどから、前中間連結会計期間比37億70百万円増加の205億46百万円となりました。

経常費用は、預金利息の増加などにより資金調達費用が増加し、また、信用コストが増加したことなどから、前中間連結会計期間比28億20百万円増加の175億30百万円となりました。

この結果、当中間連結会計期間の経常利益は、30億16百万円となり、店舗政策による保有不動産の売却益を計上したことなどから親会社株主に帰属する中間純利益は、31億27百万円となりました。

また、当中間連結会計期間末(2025年9月30日)の連結財政状態は、以下のとおりとなりました。

預金は、安定した預金調達に努めた結果、前連結会計年度末(2025年3月31日)比136億円増加の2兆1,692億円となりました。

貸出金は、事業性貸出や住宅ローンの増加などにより前連結会計年度末比187億円増加の1兆6,254億円となりました。

有価証券は、市場動向を注視しながら適切な運用に努めた結果、前連結会計年度末比32億円減少の5,317億円となりました。

総資産は、前連結会計年度末比195億円増加の2兆4,023億円となりました。

なお、当行グループは銀行業以外にリース業などの金融サービスに係る事業を行っておりますが、それらの事業は重要性が乏しいことから、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況は、次のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、預金の増加などにより9億70百万円となり、前年同期比140億37百万円減少しました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の償還による収入などにより85億20百万円となり、前年同期 比174億31百万円増加しました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払や自己株式の取得による支出などにより△23億2百万円となり、前年同期比154億89百万円増加しました。

これらの結果、当中間連結会計期間末の現金及び現金同等物の期末残高は、前年同期末比88億41百万円減少の1,742億64百万円となりました。

(参考)

国内業務部門 • 国際業務部門別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支の合計(相殺消去後)は、前年同期比16億49百万円増加し、126億76百万円となりました。部門別では、国内業務部門が125億56百万円、国際業務部門が1億19百万円となりました。

役務取引等収支の合計(相殺消去後)は、前年同期比30百万円減少し、13億93百万円となりました。部門別では、国内業務部門が13億71百万円、国際業務部門が22百万円となりました。

その他業務収支の合計(相殺消去後)は、前年同期比47百万円減少し、△20百万円となりました。部門別では、国内業務部門が△43百万円、国際業務部門が22百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
性知	规加	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	10, 859	167	0	11, 027
貝並連用収入	当中間連結会計期間	12, 556	119	0	12, 676
うち資金運用収	前中間連結会計期間	11, 182	176	7	11, 351
益	当中間連結会計期間	14, 561	135	14	14, 683
うち資金調達費	前中間連結会計期間	322	8	7	324
用	当中間連結会計期間	2,005	16	14	2, 007
役務取引等収支	前中間連結会計期間	1, 406	18	0	1, 424
仅伤取り奇収义	当中間連結会計期間	1, 371	22	0	1, 393
うち役務取引等	前中間連結会計期間	3, 391	26	21	3, 396
収益	当中間連結会計期間	3, 445	31	20	3, 456
うち役務取引等	前中間連結会計期間	1,984	8	20	1, 972
費用	当中間連結会計期間	2, 073	8	19	2, 062
その他業務収支	前中間連結会計期間	△0	27	_	26
ての他未務収入	当中間連結会計期間	△43	22	_	△20
うちその他業務 収益	前中間連結会計期間	9	27	_	36
	当中間連結会計期間	22	22	_	45
うちその他業務	前中間連結会計期間	10	_	_	10
費用	当中間連結会計期間	65	_	_	65

- (注) 1. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引分は国際業務部門に含めております。
 - 2. 連結会社間の取引は相殺消去し、その金額を相殺消去額として記載しております。
 - 3. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(前中間連結会計期間 0 百万円、当中間連結会計期間 1 百万円) を控除し表示しております。
 - 4. 資金運用収益及び資金調達費用の相殺消去額には、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息(前中間連結会計期間1百万円、当中間連結会計期間8百万円)が含まれております。

(参考)

国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益の合計(相殺消去後)は、前年同期比59百万円増加し、34億56百万円となりました。部門別では、国内業務部門が34億45百万円、国際業務部門が31百万円となりました。

役務取引等費用の合計(相殺消去後)は、前年同期比90百万円増加し、20億62百万円となりました。部門別では国内 業務部門が20億73百万円、国際業務部門が8百万円となりました。

種類	#B D ()	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
性积	期別	金額(百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
公□3を再315×1m→	前中間連結会計期間	3, 391	26	21	3, 396
役務取引等収益	当中間連結会計期間	3, 445	31	20	3, 456
うち預金・貸出	前中間連結会計期間	1, 854	_	2	1, 852
業務	当中間連結会計期間	2, 020	_	1	2, 018
うち為替業務	前中間連結会計期間	572	26	1	597
りり荷賀耒撈	当中間連結会計期間	548	31	1	577
うち証券関連業	前中間連結会計期間	392	_	_	392
務	当中間連結会計期間	368	_	_	368
うち代理業務	前中間連結会計期間	200	_	_	200
プロ八座未務	当中間連結会計期間	123	1	_	123
うち貸金庫・	前中間連結会計期間	14	1	_	14
保護預り業務	当中間連結会計期間	13	1	_	13
うち保証業務	前中間連結会計期間	28		17	10
) り休証未務	当中間連結会計期間	28		16	11
役務取引等費用	前中間連結会計期間	1, 984	8	20	1, 972
	当中間連結会計期間	2,073	8	19	2, 062
> 4 M ++ 444 74-	前中間連結会計期間	53	8	1	60
うち為替業務	当中間連結会計期間	54	8	1	61

- (注) 1. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住 者取引分は国際業務部門に含めております。
 - 2. 連結会社間の取引は相殺消去し、その金額を相殺消去額として記載しております。

(参考)

国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	11 8 D.(国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
	期別	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	2, 179, 476	4, 520	800	2, 183, 196
[其金 口 司	当中間連結会計期間	2, 165, 466	4, 194	404	2, 169, 256
るた済動性類点	前中間連結会計期間	1, 350, 860	_	800	1, 350, 059
うち流動性預金	当中間連結会計期間	1, 352, 054	_	404	1, 351, 650
シャ 空期 胚 超 人	前中間連結会計期間	806, 583	_	_	806, 583
うち定期性預金	当中間連結会計期間	792, 408	_	_	792, 408
5+ 20/4	前中間連結会計期間	22, 033	4, 520	_	26, 553
うちその他	当中間連結会計期間	21,003	4, 194	_	25, 197
譲渡性預金	前中間連結会計期間	_	_	_	_
	当中間連結会計期間	_	_	_	_
総合計	前中間連結会計期間	2, 179, 476	4, 520	800	2, 183, 196
	当中間連結会計期間	2, 165, 466	4, 194	404	2, 169, 256

- (注) 1. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住 者取引分は国際業務部門に含めております。
 - 2. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
 - 3. 定期性預金=定期預金+定期積金
 - 4. 連結会社間の取引は相殺消去し、その金額を相殺消去額として記載しております。

(参考) 国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況 (末残・構成比)

坐任田	前中間連絡		当中間連結会計期間		
業種別	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	1, 592, 152	100. 00	1, 625, 457	100.00	
製造業	170, 853	10.73	176, 568	10.86	
農業,林業	4, 465	0. 28	4, 129	0. 25	
漁業	7	0.00	5	0.00	
鉱業,採石業,砂利採取業	212	0.01	228	0. 01	
建設業	92, 614	5. 82	94, 343	5. 80	
電気・ガス・熱供給・水道業	29, 971	1.88	26, 759	1. 65	
情報通信業	12, 675	0.80	14, 468	0.89	
運輸業,郵便業	54, 582	3. 43	58, 589	3. 60	
卸売業,小売業	126, 793	7. 96	126, 744	7. 80	
金融業,保険業	38, 757	2. 43	42, 267	2. 60	
不動産業,物品賃貸業	262, 485	16. 49	289, 733	17. 83	
各種サービス業	162, 785	10. 22	161, 992	9. 97	
地方公共団体	260, 898	16. 39	252, 843	15. 56	
その他	375, 048	23. 56	376, 783	23. 18	
海外及び特別国際金融取引勘定分	_	_	_	_	
合計	1, 592, 152		1, 625, 457		

⁽注)「国内」とは、当行及び連結子会社であります。

(自己資本比率等の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率 (国内基準)

(単位:億円、%)

	2025年 9 月 30 日
1. 連結自己資本比率 (2/3)	9.82
2. 連結における自己資本の額	1, 134
3. リスク・アセットの額	11, 548
4. 連結総所要自己資本額	461

単体自己資本比率 (国内基準)

(単位:億円、%)

	2025年 9 月 30 日
1. 自己資本比率(2/3)	9. 77
2. 単体における自己資本の額	1, 119
3. リスク・アセットの額	11, 454
4. 単体総所要自己資本額	458

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

なお、区分対象となる社債のうち、「その他有価証券」目的で保有しているものは、時価(中間貸借対照表計上額)で 区分されております。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外の ものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

体をのマハ	2024年9月30日	2025年9月30日	
債権の区分	金額(億円)	金額 (億円)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	54	47	
危険債権	349	321	
要管理債権	17	22	
正常債権	15, 654	16, 023	

3【重要な契約等】

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

- (1) 【株式の総数等】
- ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)		
普通株式	130, 000, 000		
計	130, 000, 000		

(注) 計の欄には、定款に規定されている発行可能株式総数を記載しております。

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (2025年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2025年11月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	37, 180, 273	37, 180, 273	東京証券取引所 (プライム市場)	単元株式数100株
1	37, 180, 273	37, 180, 273		

(2) 【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

2025年6月26日取締役会において決議された「株式会社東和銀行第16回株式報酬型新株予約権」

決議年月日	2025年 6 月26日				
付与対象者の区分及び人数	社外取締役を除く取締役: 4名 執行役員: 9名				
新株予約権の数	7,686個(注) 1 , 2				
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	当行普通株式76,860株(注) 1 , 3				
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円(注)1				
新株予約権の行使期間	2025年8月9日~2050年8月8日(注) 1				
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価格及び資本組入額	発行価格 655円 資本組入額 328円(注)1				
新株予約権の行使の条件	(注) 1, 4				
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役 会の承認を要するものとする。 (注) 1				
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 1, 5				

- (注) 1. 新株予約権証券の発行時(2025年8月8日)における内容を記載しております。
 - 2. 新株予約権1個につき目的となる株式数 10株
 - 3. 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権を割当てる日(以下「割当日」という。)後、当行が当行普通株式につき、株式の分割(当行普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式の分割の記載につき同じ。)または株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数×株式の分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当行が合併、会社分割または株式交換を行う場合その他付与株式数の調整を必要とする事由が生じたときには、当行は、当行取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当行取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当行の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当行取締役会決議がなされた場合)、当該承認日の翌日から30日間に限り、本新株予約権を行使できるものとする。ただし、後記(注) 5 に定める組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
- (3) 新株予約権者は、割当てられた新株予約権の全部を一括して行使するものとする。
- (4) 新株予約権者が、本年の定時株主総会の日から翌年の定時株主総会の日までの期間に取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合は、当該取締役または執行役員に割当てられた新株予約権の個数に本年の定時株主総会の日から翌年の定時株主総会の日までの期間における在任月数(1か月未満は1か月とする)を乗じ、さらに12で除した個数についてのみ新株予約権を行使できるものとする。ただし、行使できる新株予約権の個数については、1個未満の端数は切捨てとする。
- (5) 以下の事由に該当する場合には、新株予約権者は新株予約権を行使できないものとする。
 - ①新株予約権者が、法令(会社法第331条第1項第3号または第4号を含むが、これに限られない。) または 当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合
 - ②新株予約権者が当行取締役または執行役員を解任された場合
 - ③新株予約権者が書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
- (6) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権 割当契約の定めるところにより、本新株予約権を承継し、その権利を行使できるものとする。
- (7) その他の行使条件については、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。
- 5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が合併(当行が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して、以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、前記(注)3に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記 (3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額と する。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対 象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
 - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(注) 5 (6) ① 記載の資本金等増加限度額から上記(注) 5 (6) ①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとす る。
- (8) 新株予約権の行使の条件 前記(注) 4に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由
 - ①再編対象会社は、以下のA.からE.の議案につき再編対象会社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、再編対象会社の取締役会決議がなされた場合)は、再編対象会社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - A. 再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案 (ただし、存続会社の新株予約権を交付する旨を 合併契約に定めた場合を除く。)
 - B. 再編対象会社が分割会社となる吸収分割契約または新設分割計画承認の議案
 - C. 再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案 (ただし、完全親会社となる会社の新株予約権を交付する旨を株式交換契約または株式移転計画に定めた場合を除く。)
 - D. 再編対象会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の 承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - E. 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について再編対象会社の承認を要することまたは当該種類の株式について再編対象会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ②再編対象会社は、新株予約権者が新株予約権の全部または一部を行使できなくなった場合は、再編対象会 社の取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ②【その他の新株予約権等の状況】 該当事項はありません。
- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(千株)	発行済株式総数 残高(千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2025年4月1日~ 2025年9月30日	_	普通株式 37,180		38, 653	_	17, 500

(5) 【大株主の状況】

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株 式会社(信託口)	東京都港区赤坂一丁目8番1号 赤坂インターシティAIR	4, 342	12. 25
株式会社日本カストディ銀行(信 託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	2, 297	6. 48
東和銀行従業員持株会	群馬県前橋市本町二丁目12番6号	958	2.70
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀 行決済営業部)	25 BANK STREET, CANAR Y WHARF, LONDON, E14 5 JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南二丁目15番1号品川イン ターシティA棟)	477	1.34
社会福祉法人広聖会	茨城県筑西市大塚595番8号	431	1. 21
関東建設工業株式会社	群馬県太田市飯田町1547番地OTAスクエア ビル7階	411	1. 16
株式会社群馬銀行	群馬県前橋市元総社町194	394	1. 11
STATE STREET BA NK AND TRUST CO MPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀 行決済営業部)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS (東京都港区港南二丁目15番1号品川インタ ーシティA棟)	382	1.07
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	372	1.05
SBI地銀ホールディングス株式 会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	371	1.04
計 <u></u>		10, 439	29. 45

⁽注)当中間会計期間末現在における、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)及び株式会社日本カストディ銀行(信託口)の信託業務の株式数については、当行として把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数	汝(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式		_		
議決権制限株式(自己株式等)		_		
議決権制限株式(その他)		_	_	
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式	1, 742, 300		
完全議決権株式(その他)(注)	普通株式	35, 290, 100	352, 901	
単元未満株式	普通株式	147, 873		1単元(100株) 未満の株式
発行済株式総数		37, 180, 273		
総株主の議決権	_		352, 901	

⁽注)上記の「完全議決権株式 (その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が4百株含まれております。また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権が4個含まれております。

②【自己株式等】

2025年9月30日現在

所有者の氏名又 は名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数(株)	他人名義所有株 式数 (株)	所有株式数の合 計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社東和銀行	前橋市本町二丁目 12番6号	1, 742, 300	_	1, 742, 300	4.68
計		1, 742, 300	_	1, 742, 300	4. 68

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

- 1. 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第18条第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、中間会計期間については、中間連結財務諸表および中間財務諸表を作成しております。
- 2. 当行の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。 以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類 は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

また、当行は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第4編の規定により第2種中間連結財務諸表を作成しております。

- 3. 当行の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下 「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、 「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
 - また、当行は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。
- 4. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自2025年4月1日 至2025年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自2025年4月1日 至2025年9月30日)の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

前連結会計年度 当中間連結会計期間 (2025年3月31日) (2025年9月30日) 資産の部 現金預け金 *****4 167, 707 *****4 175, 412 コールローン及び買入手形 867 372 金銭の信託 2,994 1,001 有価証券 *****1,*****2,*****4,*****8 535,044 *****1,*****2,*****4,*****8 531,772 貸出金 %2,%3,%5 1,606,700 *****2,*****3,*****5 1,625,457 外国為替 *****2,*****3 1,212 ***2**,***3** 620 その他資産 *****2,*****4 36,625 *****2,*****4 36,662 有形固定資産 **%**6,**%**7 23,884 **%**6,**%**7 23,186 無形固定資産 3,458 3,075 退職給付に係る資産 4,557 4,850 繰延税金資産 2,916 2,373 支払承諾見返 *****2 3,678 *****2 3, 521 貸倒引当金 $\triangle 6,302$ $\triangle 6,595$ 資産の部合計 2, 382, 753 2, 402, 304 負債の部 預金 *****4 2, 155, 574 *****4 2, 169, 256 借用金 *****4 121, 490 *****4 124, 790 外国為替 101 227 その他負債 *****4 7, 393 *****4 8,724 賞与引当金 471 478 退職給付に係る負債 59 62 役員退職慰労引当金 1 1 睡眠預金払戻損失引当金 97 68 偶発損失引当金 657 661 繰延税金負債 8 10 再評価に係る繰延税金負債 **%** 6 2, 047 **%** 6 1, 945 3,678 3,521 支払承諾 負債の部合計 2, 291, 582 2, 309, 748 純資産の部 資本金 38,653 38,653 資本剰余金 17,500 17,502 利益剰余金 59, 241 61, 269 自己株式 $\triangle 284$ $\triangle 1,226$ 115, 111 株主資本合計 116, 198 その他有価証券評価差額金 $\triangle 28,336$ △27, 682 土地再評価差額金 **%** 6 2, 082 **%** 6 1, 895 退職給付に係る調整累計額 1,525 1,404 その他の包括利益累計額合計 $\triangle 24,727$ △24, 382 新株予約権 256 223 非支配株主持分 531 517 純資産の部合計 92, 556 91, 171 負債及び純資産の部合計 2, 382, 753 2, 402, 304

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

		(単位:日万円)
	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
経常収益	16, 776	20, 546
資金運用収益	11, 351	14, 683
(うち貸出金利息)	9, 567	11,603
(うち有価証券利息配当金)	1,656	2, 725
役務取引等収益	3, 396	3, 456
その他業務収益	36	45
その他経常収益	% 1 1,991	
経常費用	14, 710	17, 530
資金調達費用	324	2,008
(うち預金利息)	296	1, 912
役務取引等費用	1, 972	2, 062
その他業務費用	10	65
営業経費	* 2 10, 255	* 2 10, 842
その他経常費用	*3 2, 147	жз 2, 551
経常利益	2, 066	3, 016
特別利益	_	1,691
固定資産処分益	_	1,691
特別損失	119	289
固定資産処分損	1	3
減損損失	*4 117	* 4 285
税金等調整前中間純利益	1, 947	4, 418
法人税、住民税及び事業税	375	1, 240
法人税等調整額	376	48
法人税等合計	752	1, 288
中間純利益	1, 195	3, 130
非支配株主に帰属する中間純利益又は非支配株主に 帰属する中間純損失 (△)	Δ1	2
親会社株主に帰属する中間純利益	1, 196	3, 127

		(1 2 : 7 1 7
	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
中間純利益	1, 195	3, 130
その他の包括利益	△3, 061	533
その他有価証券評価差額金	△2, 938	654
退職給付に係る調整額	△122	$\triangle 120$
中間包括利益	△1,866	3, 663
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	△1,865	3, 659
非支配株主に係る中間包括利益	$\triangle 0$	4

(3)【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自2024年4月1日 至2024年9月30日)

					(単位:日刀円)			
		株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計			
当期首残高	38, 653	17, 500	72, 512	△139	128, 526			
当中間期変動額								
剰余金の配当			△1,502		△1, 502			
親会社株主に帰属する中 間純利益			1, 196		1, 196			
自己株式の処分		△5		45	39			
自己株式の消却		△16, 288		16, 288	_			
自己株式の取得				△16, 289	△16, 289			
土地再評価差額金の取崩			5		5			
利益剰余金から資本剰余 金への振替		16, 294	△16, 294		_			
株主資本以外の項目の当 中間期変動額(純額)								
当中間期変動額合計	-	_	△16, 595	44	△16, 550			
当中間期末残高	38, 653	17, 500	55, 916	△94	111, 976			

		その他の包括	舌利益累計額				
	その他有価証 券評価差額金	土地再評価差 額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合 計	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	△15, 104	2, 147	2, 251	△10, 705	249	535	118, 605
当中間期変動額							
剰余金の配当							△1, 502
親会社株主に帰属する中間純利益							1, 196
自己株式の処分							39
自己株式の消却							-
自己株式の取得							△16, 289
土地再評価差額金の取崩							5
利益剰余金から資本剰余 金への振替							_
株主資本以外の項目の当 中間期変動額(純額)	△2, 938	△5	△122	△3, 066	△16	Δ1	△3, 084
当中間期変動額合計	△2, 938	△5	△122	△3, 066	△16	Δ1	△19, 634
当中間期末残高	△18, 043	2, 141	2, 128	△13, 772	233	534	98, 971

			1.1 5 54 . 1		(単位・日ガロ)			
		株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計			
当期首残高	38, 653	17, 500	59, 241	△284	115, 111			
当中間期変動額								
剰余金の配当			△1,286		△1, 286			
親会社株主に帰属する中 間純利益			3, 127		3, 127			
自己株式の処分		△0		57	57			
自己株式の取得				△1,000	△1,000			
土地再評価差額金の取崩			187		187			
非支配株主との取引に係 る親会社の持分変動		2			2			
利益剰余金から資本剰余 金への振替		0	△0		-			
株主資本以外の項目の当 中間期変動額(純額)								
当中間期変動額合計	_	2	2,027	△942	1, 087			
当中間期末残高	38, 653	17, 502	61, 269	△1, 226	116, 198			

		その他の包括	舌利益累計額				純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	土地再評価差 額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合 計	新株予約権	非支配株主持分	
当期首残高	△28, 336	2, 082	1, 525	△24, 727	256	531	91, 171
当中間期変動額							
剰余金の配当							△1, 286
親会社株主に帰属する中間純利益							3, 127
自己株式の処分							57
自己株式の取得							△1,000
土地再評価差額金の取崩							187
非支配株主との取引に係 る親会社の持分変動							2
利益剰余金から資本剰余 金への振替							_
株主資本以外の項目の当 中間期変動額(純額)	653	△187	△120	345	△33	△14	297
当中間期変動額合計	653	△187	△120	345	△33	△14	1, 384
当中間期末残高	△27, 682	1, 895	1, 404	△24, 382	223	517	92, 556

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	1, 947	4, 418
減価償却費	937	1, 103
減損損失	117	285
貸倒引当金の増減 (△)	△95	292
賞与引当金の増減額 (△は減少)	0	6
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)	$\triangle 468$	△469
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	3	2
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	0	0
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	△32	△28
偶発損失引当金の増減額(△は減少)	27	3
資金運用収益	△11, 351	△14, 683
資金調達費用	324	2,008
有価証券関係損益 (△)	△10	20
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	$\triangle 0$	$\triangle 1$
為替差損益(△は益)	170	48
固定資産処分損益(△は益)	1	△1, 688
貸出金の純増(△)減	△15, 190	△18, 757
預金の純増減(△)	30, 398	13, 682
借用金(劣後特約付借入金を除く)の純増減 (△)	$\triangle 4,200$	3, 300
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	$\triangle 23$	△517
コールローン等の純増 (△) 減	△159	495
外国為替(資産)の純増(△)減	2, 333	△592
外国為替(負債)の純増減(△)	△27	126
資金運用による収入	11, 647	14, 648
資金調達による支出	△175	$\triangle 1,476$
その他	△656	△636
小計	15, 518	1, 590
法人税等の支払額	△511	△620
営業活動によるキャッシュ・フロー	15, 007	970
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△46, 262	△32, 121
有価証券の売却による収入	787	1, 286
有価証券の償還による収入	37, 426	35, 969
有形固定資産の取得による支出	△1, 291	△656
無形固定資産の取得による支出	△568	△200
有形固定資産の売却による収入	-	2, 249
資産除去債務の履行による支出		△1
金銭の信託の減少による収入	997	1, 994
投資活動によるキャッシュ・フロー	△8, 910	8, 520
財務活動によるキャッシュ・フロー	A 1 500	A 1 00a
配当金の支払額	$\triangle 1,502$	$\triangle 1,286$
非支配株主への配当金の支払額	$\triangle 0$	$\triangle 0$
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	-	△15
自己株式の取得による支出	△16, 289	△1,000
ストックオプションの行使による収入	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△17, 792	△2, 302
現金及び現金同等物に係る換算差額		
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△11, 694	7, 187
現金及び現金同等物の期首残高	194, 800	167, 076
現金及び現金同等物の中間期末残高	* 1 183, 105	×1 174, 264

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

- 1. 連結の範囲に関する事項
 - (1)連結子会社 2社

会社名

東和銀リース株式会社 東和カード株式会社

(2)非連結子会社

会社名

東和地域活性化投資事業有限責任組合

東和SBIお客様応援投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

- 2. 持分法の適用に関する事項
 - (1)持分法適用の非連結子会社 該当ありません。
 - (2)持分法適用の関連会社 該当ありません。
 - (3) 持分法非適用の非連結子会社

会社名

東和地域活性化投資事業有限責任組合

東和SBIお客様応援投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4)持分法非適用の関連会社

該当ありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 2社

- 4. 会計方針に関する事項
 - (1)商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

- (2)有価証券の評価基準及び評価方法
 - (イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券 については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法に よる原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、 時価法により行っております。
- (3)デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4)固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 (リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年~50年

その他 3年~20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

②無形固定資産 (リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結 子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5)貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対し、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

正常先に対する債権については主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。また、要管理先に対する債権については主として今後3年間の、その他の要注意先に対する債権については主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,647百万円(前連結会計年度末は8,199百万円)であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

当中間連結会計期間の貸倒引当金は、2023年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法での位置づけが「5類感染症」に移行したことを受け、社会経済活動の正常化が進み、経済は回復から成長の軌道に乗ってきており、貸出金等の信用コストが大きく増加することはないとの仮定により計上しております。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けてきた一部の業種については、新型コロナウイルス感染症の影響により悪化した業績からの回復が遅れている一部の貸出先において、その影響を見積り、キャッシュ・フロー見積法を適用するなど必要な修正を行い、貸倒引当金を計上しております。

なお、前連結会計年度の有価証券報告書の「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」の「4. (5) 貸倒引当金の計上基準」に記載した内容から重要な変更はありません。

(6)賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7)役員退職慰労引当金の計上基準

連結子会社の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8)睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻 請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(9)偶発損失引当金の計ト基準

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(10)退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用:その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異:各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法に より按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(11) 重要な収益及び費用の計上基準

①顧客との契約から生じる収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であります。顧客との契約から生じる収益は主として役務取引等収益が対象となり、預金・貸出業務に関する手数料、為替業務に関する手数料、証券関連業務に関する手数料、代理業務に関する手数料等が含まれ、約束した財又はサービスが顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。またカード年会費収入等、履行義務が一定の期間にわたり充足されるものについては、経過期間に基づき収益を認識しております。

なお、これらの収益には重要な変動対価の見積り及び金融要素は含まれておりません。

②ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産及び負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産及び負債はありません。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

当行では、貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いてリスク管理しております。これについてのヘッジ会計の方法は、「金融商品会計に関する実務指針」(移管指針第9号 2025年3月11日)に基づく繰延ヘッジによる会計処理であります。

また、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。

連結子会社では、ヘッジ会計は該当ありません。

(14) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(表示方法の変更)

(中間連結損益計算書)

投資事業組合等への出資に係る利益等については、従来、「その他経常収益」に含めて表示しておりましたが、日本銀行による金融政策の見直しにより市場金利が上昇するなど投資環境全般が大きく変化している状況において、計上方法について再度検討した結果、投資事業組合への出資については、銀行業の本業である有価証券投資としての性質が強いことに加え、当行の営業基盤である群馬・埼玉県の地域企業への成長投資を行っている組合もあり、この面においても地域金融機関の本業としての性質を有すると考えられることから、経営成績をより適切に表示するため、当中間連結会計期間より、「資金運用収益」(うち有価証券利息配当金)に含めて表示することといたしました。

この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替を行っております。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結損益計算書において表示していた、「資金運用収益」11,362百万円、「資金運用収益(うち有価証券利息配当金)」1,666百万円、「その他経常収益」1,981百万円をそれぞれ、「資金運用収益」11,351百万円、「資金運用収益(うち有価証券利息配当金)」1,656百万円、「その他経常収益」1,991百万円として組替えております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
株式	一百万円	
出資金	142百万円	142百万円

※2.銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 9 月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	4,875百万円	4,783百万円
危険債権額	34,637百万円	32,193百万円
要管理債権額	1,500百万円	2,215百万円
三月以上延滞債権額	一百万円	一百万円
貸出条件緩和債権額	1,500百万円	2,215百万円
小計額	41,013百万円	39,191百万円
正常債権額	1,578,939百万円	1,599,760百万円
合計額	1,619,952百万円	1,638,952百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる 債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度	当中間連結会計期間
(2025年3月31日)	(2025年 9 月30日)
2,602百万円	

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)				
担保に供している資産						
現金預け金	14百万円	14百万円				
有価証券	123,631百万円	128,425百万円				
その他資産	44百万円	18百万円				
計	123,690百万円	128, 458百万円				
担保資産に対応する債務						
預金	17,228百万円	9,844百万円				
借用金	115,900百万円	118,700百万円				
その他負債	459百万円	990百万円				
上記のほか、為替決済及び短期金	≧融取引等の取引の担保として、次のものを	差し入れております。				
	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)				
有価証券	179,092百万円	159, 255百万円				
その他資産	22,700百万円	22,700百万円				
また、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。						
	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)				

※5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
融資未実行残高	183,339百万円	179, 122百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	155,226百万円	153,697百万円

543百万円

512百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも 当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、 金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融 資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に 応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧 客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※6. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

保証金

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算方法に基づいて、奥行価格補正による補正等合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前連結会計年度	当中間連結会計期間
(2025年3月31日)	(2025年9月30日)
F 00.4777	e coertem

7,284百万円 7,087百万円

前連結会計年度 当中間連結会計期間 (2025年 3 月 31日) (2025年 9 月 30日) 減価償却累計額 24,465百万円 24,354百万円

※8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の 類

> 前連結会計年度 (2025年 3 月31日) 当中間連結会計期間 (2025年 9 月30日)

8,564百万円 8,918百万円

(中間連結損益計算書関係)

※1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) 当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

償却債権取立益 207百万円 550百万円

※2. 営業経費には、次のものを含んでおります。

前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) 当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

給料・手当5,407百万円5,739百万円退職給付費用△95百万円△92百万円減価償却費937百万円1,103百万円

※3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) 当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

貸倒引当金繰入額86百万円571百万円貸出金償却371百万円312百万円

※4. 以下の資産について減損損失を計上しております。

前中間連結会計期間(自2024年4月1日 至2024年9月30日)

(グルーピングの方法)

営業用店舗は損益の管理を個別に把握していることから原則として支店単位で、賃貸用資産、処分予定資産及び 遊休資産は各資産単位でグルーピングしております。また、本部、研修所、寮等は独立したキャッシュ・フローを 生み出さないことから共用資産としております。

(減損損失を認識した資産または資産グループ)

群馬県内

主な用途営業店舗2店舗種類土地建物等減損損失額69百万円

群馬県外

主な用途営業店舗1店舗種類土地建物等減損損失額47百万円

(減損損失の認識に至った経緯)

営業キャッシュ・フローの低下及び地価の下落により、投資額の回収が見込めなくなったことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額117百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

(回収可能価額)

回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、鑑定評価額等に基づき評価した額から処分費用見込額を控除し算定しております。

当中間連結会計期間(自2025年4月1日 至2025年9月30日)

(グルーピングの方法)

営業用店舗は損益の管理を個別に把握していることから原則として支店単位で、賃貸用資産、処分予定資産及び 遊休資産は各資産単位でグルーピングしております。また、本部、研修所、寮等は独立したキャッシュ・フローを 生み出さないことから共用資産としております。

(減損損失を認識した資産または資産グループ)

群馬県内

主な用途営業店舗1店舗種類土地建物等減損損失額185百万円

群馬県外

主な用途営業店舗4店舗種類土地建物等減損損失額100百万円

(減損損失の認識に至った経緯)

地価の下落及び使用方法の変更等により、投資額の回収が見込めなくなったことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額285百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

(回収可能価額)

回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、鑑定評価額等に基づき評価した額から処分費用見込額を控除し算定しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自2024年4月1日 至2024年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

		1			
	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間減少株式数(千株)	当中間連結会計期間 末株式数(千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	37, 180	_		37, 180	
第二種優先株式	7, 500	_	7, 500	_	(注) 1
合 計	44, 680	_		37, 180	
自己株式					
普通株式	175	0	57	119	(注) 2
第二種優先株式	_	7, 500	7, 500		(注) 3
合 計	175	7, 500	7, 557	119	

- (注) 1. 発行済株式の減少は、消却によるものです。
 - 2. 普通株式の自己株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。また、減少は新株予約権の行使により自己株式を交付したものであります。
 - 3. 第二種優先株式の自己株式数の増加は、2024年5月9日取締役会決議に基づく取得によるものであります。また、減少は消却によるものであります。
- 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

		新株予約権の		新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結会	
区分	新株予約権の 内訳	目的となる株	当連結会計年	当中間連絡	吉会計期間	当中間連結会	計期間末残高	摘要
		式の種類	度期首	増加	減少	計期間末	(百万円)	
	ストック・オプ							
当行	ションとしての						233	
	新株予約権							
合	計						233	

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日	普通株式	1, 295	35	2024年3月31日	2024年6月28日
定時株主総会	第二種優先株式	207	27. 68	2024年3月31日	2024年6月28日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自2025年4月1日 至2025年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間減少株式数(千株)	当中間連結会計期間 末株式数(千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	37, 180	_	_	37, 180	
合 計	37, 180	_	_	37, 180	
自己株式					
普通株式	419	1, 405	82	1, 742	(注)
合 計	419	1, 405	82	1, 742	

- (注)普通株式の自己株式数の増加は、2025年5月8日開催の取締役会決議に基づく取得及び単元未満株式の買取りによるものであります。また、減少は新株予約権の行使により自己株式を交付したものであります。
- 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

	新株予約権の		新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当中間連結会		
区分	新株予約権の 内訳	目的となる株	目的となる株当連結会計	当連結会計年	会計年 当中間連結会計期間		当中間連結会	計期間末残高	摘要
		式の種類	度期首	増加	減少	計期間末	(百万円)		
当行	ストック・オプ ションとしての 新株予約権	_				223			
合	計						223		

- 3. 配当に関する事項
- (1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	1, 286	35	2025年3月31日	2025年6月27日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
現金預け金勘定	183,815百万円	175,412百万円
定期預け金	△59百万円	△79百万円
その他	△649百万円	△1,068百万円
現金及び現金同等物	183, 105百万円	

(リース取引関係)

(借主側)

オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
1年内	54	54
1年超	123	95
合 計	178	150

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。 なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注1)参照)。また、現金預 け金並びにコールローン及び買入手形は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記 を省略しており、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差額
(1) 有価証券	524, 826	522, 175	△2, 650
満期保有目的の債券	47, 936	45, 285	△2, 650
その他有価証券	476, 890	476, 890	_
(2)貸出金	1, 606, 700		
貸倒引当金(*)	△6, 184		
	1, 600, 515	1, 571, 701	△28, 814
資産計	2, 125, 342	2, 093, 877	△31, 465
(1)預金	2, 155, 574	2, 154, 864	△709
(2)借用金	121, 490	120, 823	△666
負債計	2, 277, 064	2, 275, 687	△1, 376

(*)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

当中間連結会計期間(2025年9月30日)

(単位:百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券	521, 882	518, 299	△3, 583
満期保有目的の債券	49, 627	46, 044	△3, 583
その他有価証券	472, 255	472, 255	_
(2)貸出金	1, 625, 457		
貸倒引当金(*)	△6, 479		
	1, 618, 977	1, 586, 169	△32, 808
資産計	2, 140, 860	2, 104, 468	△36, 391
(1)預金	2, 169, 256	2, 169, 082	△174
(2)借用金	124, 790	124, 258	△531
負債計	2, 294, 046	2, 293, 341	△705

- (*)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。

区 分	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 9 月30日)
非上場株式(*1)	972	972
組合出資金(*2)	9, 245	8, 917

- (*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19 号 2020年3月31日) 第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- (*2) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31 号 2021 年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベル に分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価

の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係る

インプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ 属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債等	45, 164	93, 198	_	138, 362
社債	_	177, 139	15, 079	192, 218
株式	9, 728	3, 548	_	13, 277
その他	_	133, 031	_	133, 031
資産計	54, 893	406, 917	15, 079	476, 890

当中間連結会計期間(2025年9月30日)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債等	45, 045	90, 324	_	135, 370
社債	_	165, 755	12, 674	178, 429
株式	11, 547	4, 623	_	16, 170
その他	_	142, 285	_	142, 285
資産計	56, 592	402, 987	12, 674	472, 255

(2) 時価で中間連結貸借対照表 (連結貸借対照表) に計上している金融商品以外の金融商品 前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

ы <i>/</i> /	時価					
区分	レベル1	レベル 2	レベル3	合計		
有価証券						
満期保有目的の債券						
国債・地方債等	1, 901	24, 031	_	25, 932		
社債	_	18, 766	_	18, 766		
その他	_	586	_	586		
貸出金	_	_	1, 571, 701	1, 571, 701		
資産計	1, 901	43, 384	1, 571, 701	1, 616, 987		
預金	_	2, 154, 864	_	2, 154, 864		
借用金	_	120, 823	_	120, 823		
負債計	_	2, 275, 687	_	2, 275, 687		

当中間連結会計期間(2025年9月30日)

(単位:百万円)

区分	時価					
	レベル 1	レベル2	レベル3	合計		
有価証券						
満期保有目的の債券						
国債・地方債等	1, 883	25, 949	_	27, 832		
社債	_	17, 633	_	17, 633		
その他	_	577	_	577		
貸出金	_	_	1, 586, 169	1, 586, 169		
資産計	1,883	44, 160	1, 586, 169	1, 632, 213		
預金	_	2, 169, 082	_	2, 169, 082		
借用金	_	124, 258	_	124, 258		
負債計	_	2, 293, 341	_	2, 293, 341		

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債、その他の証券がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた 割引率で割り引いて時価を算定しております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を用いた割引現在価値により時価を算定しております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

負債

預金

要求払預金については、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いた現在価値により時価を算定しております。割引率は、市場金利を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借用金

借用金については、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

前連結会計年度(2025年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察でき ないインプット	インプットの範囲	インプットの 加重平均
有価証券				
その他有価証券				
社債 (私募債)	現在価値技法	信用スプレッド	0.3%-1.4%	0.8%

当中間連結会計期間 (2025年9月30日)

区分	評価技法	重要な観察でき ないインプット	インプットの範囲	インプットの 加重平均
有価証券				
その他有価証券				
社債 (私募債)	現在価値技法	信用スプレッド	0.1%-1.2%	0.8%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

	期首残高	対 対 対 対 対 対 対 が が が が が が が が が が が が が	購入、売 却、発行 及び決済 の純額	レベル 3 の時 価への 振替	レベル 3の時 価から の振替	期末残高	当期の指表で金びの評価がある。 質は 表にている はいいい はいいい はいいい はいいい はいいい ない はいいい ない のい はいいい ない はいいい ない はいいいい はいいいい はいいいい はいいいい はいいいい はいいいい はいいいい はいいいい はいいい はいいいい はいいいいい はいいいいい はいいいいい はいいいいい はいいいいい はいいいいいい
有価証券 その他有価証券 社債(私募債)	18, 121	26	∆3, 068			15, 079	

^(*) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当中間連結会計期間(2025年9月30日)

(単位:百万円)

			り 損益又は の包括利益					当期の損益 に計上した
	期首残高	損益に計上	その他の 包括利益 に計上 (*)	購入、売 却、発行 及び決済 の純額	レベル 3の時 価への 振替	レベル 3の時 価から の振替	期末残高	額のうち貸出 対照表 保 保 を は ない ない ない で を を を を を を を を を を を を を を を を を を
有価証券 その他有価証券 社債(私募債)	15, 079	_	12	△2, 418	_	_	12, 674	_

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループは資金運用部門のバック部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って時価を算定しております。算定された時価及びレベルの分類については、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの適切性を検証しております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、信用スプレッドであります。信用スプレッドは、スワップ金利等の基準金利に対する調整率であり、発行体の信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対して要求されるリスク・プレミアムであります。一般に、信用スプレッドの著しい上昇(低下)は、時価の著しい低下(上昇)を生じさせます。

(有価証券関係)

※「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2025年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
	国債	_	_	_
	地方債	_	_	_
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	社債	_	_	_
III THE EVENT OF	その他	435	586	151
	小計	435	586	151
	国債	1, 952	1, 901	△51
	地方債	25, 300	24, 031	△1, 268
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	社債	20, 247	18, 766	△1, 481
日上訳で起んな*・0*/	その他	_	_	_
	小計	47, 500	44, 698	△2,801
合計		47, 936	45, 285	△2, 650

当中間連結会計期間(2025年9月30日)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
	国債	_	_	_
時価が中間連結貸借対	地方債	_	_	_
照表計上額を超えるも	社債	_	_	_
0	その他	439	577	138
	小計	439	577	138
	国債	1, 955	1, 883	△71
時価が中間連結貸借対	地方債	27, 584	25, 949	△1,635
照表計上額を超えない	社債	19, 647	17, 633	△2, 014
<i>₹0</i>	その他	_	_	_
	小計	49, 188	45, 466	△3,721
合計		49, 627	46, 044	△3, 583

2. その他有価証券

前連結会計年度(2025年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上 額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
	株式	9, 931	4, 275	5, 656
	債券	13, 277	13, 098	179
連結貸借対照表計上額	国債	1,048	1, 039	8
が取得原価を超えるも	地方債	4, 571	4, 462	108
の	社債	7, 658	7, 596	61
	その他	19, 059	18, 613	445
	小計	42, 268	35, 987	6, 281
	株式	3, 345	3, 829	△483
	債券	317, 303	342, 378	△25, 074
連結貸借対照表計上額	国債	44, 116	47, 185	△3, 069
が取得原価を超えない	地方債	88, 627	98, 567	△9, 939
<i>₹</i> 0	社債	184, 560	196, 625	△12, 065
	その他	113, 971	122, 708	△8, 736
	小計	434, 621	468, 915	△34, 294
合計	-	476, 890	504, 903	△28, 012

当中間連結会計期間(2025年9月30日)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
	株式	12, 663	4, 479	8, 183
	債券	11, 189	11, 077	111
中間連結貸借対照表計	国債	1,039	1, 035	3
上額が取得原価を超え	地方債	4, 161	4, 091	69
るもの	社債	5, 988	5, 950	38
	その他	23, 411	22, 599	812
	小計	47, 263	38, 156	9, 107
	株式	3, 506	3, 606	△99
	債券	302, 610	330, 606	△27, 995
中間連結貸借対照表計	国債	44, 006	47, 141	△3, 134
上額が取得原価を超え	地方債	86, 163	96, 965	△10, 801
ないもの	社債	172, 440	186, 499	△14, 058
	その他	118, 873	126, 644	△7,770
	小計	424, 991	460, 856	△35, 865
合言	·	472, 255	499, 013	△26, 758

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託 該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外) 該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
評価差額	△27, 622	△26, 518
その他有価証券	△27, 622	△26, 518
その他の金銭の信託	_	_
(△) 繰延税金負債	695	1, 144
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△28, 317	△27, 663
(△) 非支配株主持分相当額	18	19
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券 に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	_	-
その他有価証券評価差額金	△28, 336	△27, 682

⁽注) 前連結会計年度において、市場価格のない株式等に区分している投資事業有限責任組合等の構成資産であるその 他有価証券に係る評価差額等(益)390百万円が含まれております。

当中間連結会計期間において、市場価格のない株式等に区分している投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額等(益)239百万円が含まれております。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引はありますが、重要性が乏しいので記載しておりません。

(ストック・オプション等関係)

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
営業経費	23百万円	24百万円

2. ストック・オプションの内容

前中間連結会計期間(自2024年4月1日 至2024年9月30日)

	2024年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の社外取締役を除く取締役5名、当行執行役員7名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注) 1	当行普通株式 74,720株
付与日	2024年8月9日
権利確定条件	権利確定条件は付されていない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない。
権利行使期間	自2024年8月10日 至2049年8月9日
権利行使価格 (注) 2	1円
付与日における公正な評価単価 (注) 2	621.1円

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。
 - 2. 1株当たりに換算して記載しております。

当中間連結会計期間(自2025年4月1日 至2025年9月30日)

	2025年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の社外取締役を除く取締役4名、当行執行役員9名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注) 1	当行普通株式 76,860株
付与日	2025年8月8日
権利確定条件	権利確定条件は付されていない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない。
権利行使期間	自2025年8月9日 至2050年8月8日
権利行使価格 (注) 2	1円
付与日における公正な評価単価 (注) 2	654. 8円

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。
 - 2. 1株当たりに換算して記載しております。

(資産除去債務関係)

当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
期首残高	272百万円	276百万円
時の経過による調整額	3百万円	1百万円
資産除去債務の履行による減少額	一百万円	△4百万円
期末残高	276百万円	273百万円

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
役務取引等収益	3, 269	3, 340
その他経常収益	43	41
顧客との契約から生じる経常収益	3, 312	3, 381
上記以外の経常収益	13, 463	17, 165
外部顧客に対する経常収益	16, 776	20, 546

(注) 当行グループの報告セグメントは「銀行業」のみであります。銀行業以外にリース業などの金融サービスに 係る事業を行っておりますが、それらの事業は重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当行グループの報告セグメントは「銀行業」のみであります。銀行業以外にリース業などの金融サービスに係る事業を行っておりますが、それらの事業は重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自2024年4月1日 至2024年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	10, 330	1,718	4, 728	16, 776

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1)経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、全ての有形固定資産が本邦に所在するため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占める特定のお客様がいないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自2025年4月1日 至2025年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	12, 830	2, 841	4, 875	20, 546

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1)経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、全ての有形固定資産が本邦に所在するため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占める特定のお客様がいないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間(自2024年4月1日 至2024年9月30日)

当行グループの報告セグメントは「銀行業」のみであるため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自2025年4月1日 至2025年9月30日)

当行グループの報告セグメントは「銀行業」のみであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)	
1株当たり純資産額	2,458円71銭	2,590円89銭	

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)	
純資産の部の合計額	百万円	91, 171	92, 556	
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	787	740	
新株予約権	百万円	256	223	
非支配株主持分	百万円	531	517	
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	90, 383	91, 815	
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間 期末(期末)の普通株式の数	千株	36, 760	35, 437	

2. 1株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益	円	32. 29	87. 19
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	1, 196	3, 127
普通株主に帰属しない金額	百万円	_	_
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間 純利益	百万円	1, 196	3, 127
普通株式の期中平均株式数	千株	37, 034	35, 865
(2)潜在株式調整後1株当たり中間純利益	円	28. 01	86. 19
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益調整額	百万円	_	_
普通株式増加数	千株	5, 662	414
優先株式	千株	5, 259	_
新株予約権	千株	403	414

(重要な後発事象) 該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

3【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
登産の部		
現金預け金	×4 167, 659	* 4 174, 84
コールローン	867	372
金銭の信託	2, 994	1,00
有価証券	*1,*2,*4,*6 535,059	*1,*2,*4,*6 531,79
貸出金	* 2, * 3, * 5 1,609,244	* 2, * 3, * 5 1,628,05
外国為替	×2,×3 620	×2,×3 1,21
その他資産	*2 25, 785	*2 25, 71
その他の資産	*4 25, 785	×4 25,71
有形固定資産	23, 774	23, 07
無形固定資産	3, 444	3, 05
前払年金費用	2, 334	2, 80
繰延税金資産	3, 612	3, 01
支払承諾見返	*2 3, 678	*2 3, 52
貸倒引当金	△6, 137	$\triangle 6,42$
資産の部合計	2, 372, 938	2, 392, 04
債債の部	2, 012, 000	2, 002, 01
預金	* 4 2, 156, 325	×4 2, 169, 66
借用金	*4 2, 130, 323 *4 115, 900	*4 2, 109, 00 *4 118, 70
外国為替	*4 113, 900 101	×4 110, 70
その他負債	5, 142	6, 76
未払法人税等	716	1, 36
リース債務	16	1, 30
資産除去債務	276	27
その他の負債	*4 4, 132	×4 5, 10
賞与引当金	*4 4, 132 462	*4 5, 10 46
睡眠預金払戻損失引当金	97	40
偶発損失引当金	657	66
再評価に係る繰延税金負債	2, 047	1, 94
支払承諾	3, 678	3, 52
負債の部合計		2, 302, 01
・ 兵復の命占司 経資産の部	2, 284, 413	2, 302, 01
	00.450	00.45
資本金	38, 653	38, 65
資本剰余金	17, 500	17, 50
資本準備金	17, 500	17, 50
利益剰余金利益準備金	58, 650	60, 66
1 7 1111 1 1111 1111	3, 938	4, 19
その他利益剰余金	54, 712	56, 47
繰越利益剰余金	54, 712	56, 47
自己株式	△284	$\triangle 1, 22$
株主資本合計	114, 520	115, 59
その他有価証券評価差額金	△28, 334	△27, 68
土地再評価差額金	2,082	1,89
評価・換算差額等合計	△26, 251	△25, 78
新株予約権	256	22
純資産の部合計	88, 525	90, 03
負債及び純資産の部合計	2, 372, 938	2, 392, 04

(単位:百万円)

	<u> </u>	(単位:日万円)
	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
経常収益	14,738	18, 573
資金運用収益	11, 350	14, 682
(うち貸出金利息)	9, 567	11,603
(うち有価証券利息配当金)	1, 655	2,724
役務取引等収益	3, 072	3, 117
その他業務収益	36	45
その他経常収益	* 1 278	* 1 728
経常費用	12, 687	15, 571
資金調達費用	300	1, 971
(うち預金利息)	296	1, 912
役務取引等費用	1, 779	1,858
その他業務費用	10	65
営業経費	*2 9, 989	* 2 10, 547
その他経常費用	<u>*3 606</u>	*3 1, 128
経常利益	2,050	3,002
特別利益	_	1, 691
固定資産処分益	_	1,691
特別損失	119	289
税引前中間純利益	1, 931	4, 405
法人税、住民税及び事業税	375	1, 239
法人税等調整額	376	48
法人税等合計	752	1, 288
中間純利益	1, 179	3, 116

(3)【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自2024年4月1日 至2024年9月30日)

(単位:百万円)

		株主資本							
	資本金	資本剰余金 利益剰余金				利益剰余金			
		資本金	資本準備金	その他資	資本剰余	利益準備金	その他利 益剰余金	利益剰余	自己株式
		其个平洲亚	本剰余金	金合計	小.1 mr 十 /出 7区	繰越利益 剰余金	金合計		
当期首残高	38, 653	17, 500	-	17, 500	3, 638	68, 301	71, 939	△139	127, 953
当中間期変動額									
剰余金の配当						△1, 502	△1, 502		△1, 502
利益準備金の積立					300	△300	-		_
中間純利益						1, 179	1, 179		1, 179
自己株式の処分			△5	△5				45	39
自己株式の消却			△16, 288	△16, 288				16, 288	_
自己株式の取得								△16, 289	△16, 289
土地再評価差額金の取崩						5	5		5
利益剰余金から資本剰余金へ の振替			16, 294	16, 294		△16, 294	△16, 294		_
株主資本以外の項目の当中間 期変動額(純額)									
当中間期変動額合計	_	_	_	_	300	△16, 912	△16, 611	44	△16, 567
当中間期末残高	38, 653	17, 500	_	17, 500	3, 938	51, 388	55, 327	△94	111, 386

	評	価・換算差額	[等		
	その他有 価証券評 価差額金	土地再評価差額金	評価・換 算差額等 合計	新株予約権	純資産合計
当期首残高	△15, 103	2, 147	△12, 956	249	115, 247
当中間期変動額					
剰余金の配当					△1,502
利益準備金の積立					
中間純利益					1, 179
自己株式の処分					39
自己株式の消却					_
自己株式の取得					△16, 289
土地再評価差額金の取崩					5
利益剰余金から資本剰余金へ の振替					_
株主資本以外の項目の当中間 期変動額(純額)	△2, 938	△5	△2, 944	△16	△2,960
当中間期変動額合計	△2, 938	△5	△2, 944	△16	△19, 527
当中間期末残高	△18, 041	2, 141	△15, 900	233	95, 720

(単位:百万円)

	株主資本								
	資本剰余金		利益剰余金						
	資本金	その他資	資本剰余	その他利 益剰余金	利益剰余	自己株式	株主資本 合計		
		資本準備金	本剰余金	金合計 1	計 机盆平佣金	繰越利益 剰余金	金合計		
当期首残高	38, 653	17, 500	ı	17, 500	3, 938	54, 712	58, 650	△284	114, 520
当中間期変動額									
剰余金の配当						△1, 286	△1, 286		△1, 286
利益準備金の積立					257	△257	_		_
中間純利益						3, 116	3, 116		3, 116
自己株式の処分			△0	△0				57	57
自己株式の取得								△1,000	△1,000
土地再評価差額金の取崩						187	187		187
利益剰余金から資本剰余金へ の振替			0	0		Δ0	△0		-
株主資本以外の項目の当中間 期変動額(純額)									
当中間期変動額合計	_	_		_	257	1, 760	2, 017	△942	1, 074
当中間期末残高	38, 653	17, 500	_	17, 500	4, 196	56, 472	60, 668	△1, 226	115, 594

	評	価・換算差額	等		
	その他有 価証券評 価差額金	土地再評価差額金	評価・換 算差額等 合計	新株予約権	純資産合計
当期首残高	△28, 334	2, 082	△26, 251	256	88, 525
当中間期変動額					
剰余金の配当					△1, 286
利益準備金の積立					-
中間純利益					3, 116
自己株式の処分					57
自己株式の取得					△1,000
土地再評価差額金の取崩					187
利益剰余金から資本剰余金へ の振替					_
株主資本以外の項目の当中間 期変動額(純額)	652	△187	464	△33	431
当中間期変動額合計	652	△187	464	△33	1,506
当中間期末残高	△27, 682	1, 895	△25, 787	223	90, 031

【注記事項】

(重要な会計方針)

- 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
 - 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
- 2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

- 4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1)有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年~50年

その他 3年~20年

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用 可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

- 5. 引当金の計上基準
 - (1)貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対し、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

正常先に対する債権については主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。また、要管理先に対する債権については主として今後3年間の、その他の要注意先に対する債権については主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監 査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,515百万円(前事業年度末は8,060百万円)であります。

当中間会計期間の貸倒引当金は、2023年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法での位置づけが「5類感染症」に移行したことを受け、社会経済活動の正常化が進み、経済は回復から成長の軌道に乗ってきており、貸出金等の信用コストが大きく増加することはないとの仮定により計上しております。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けてきた一部の業種については、新型コロナウイルス感染症の影響により悪化した業績からの回復が遅れている一部の貸出先において、その影響を見積り、キャッシュ・フロー見積法を適用するなど必要な修正を行い、貸倒引当金を追加計上しております。

なお、前事業年度の有価証券報告書の「注記事項(重要な会計方針)」の「8. (1) 貸倒引当金」に記載した内容から重要な変更はありません。

(2)賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3)退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用:その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異:各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により 按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4)睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻 請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(5) 偶発捐失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

6. 収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であります。顧客との契約から生じる収益は主として役務取引等収益が対象となり、預金・貸出業務に関する手数料、為替業務に関する手数料、証券関連業務に関する手数料、代理業務に関する手数料等が含まれ、約束した財又はサービスが顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。また履行義務が一定の期間にわたり充足されるものについては、経過期間に基づき収益を認識しております。

なお、これらの収益には重要な変動対価の見積り及び金融要素は含まれておりません。

7. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8. ヘッジ会計の方法

当行では、貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いてリスク管理しております。これについてのヘッジ会計の方法は、「金融商品会計に関する実務指針」(移管指針第9号 2025年3月11日)に基づく繰延ヘッジによる会計処理であります。

また、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。

9. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2)消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

(表示方法の変更)

(中間損益計算書)

投資事業組合等への出資に係る利益等については、従来、「その他経常収益」に含めて表示しておりましたが、日本銀行による金融政策の見直しにより市場金利が上昇するなど投資環境全般が大きく変化している状況において、計上方法について再度検討した結果、投資事業組合への出資については、銀行業の本業である有価証券投資としての性質が強いことに加え、当行の営業基盤である群馬・埼玉県の地域企業への成長投資を行っている組合もあり、この面においても地域金融機関の本業としての性質を有すると考えられることから、経営成績をより適切に表示するため、当中間会計期間より、「資金運用収益」(うち有価証券利息配当金)に含めて表示することといたしました。

この表示方法の変更を反映させるため、前中間会計期間の中間財務諸表の組替を行っております。

この結果、前中間会計期間の中間損益計算書において表示していた、「資金運用収益」11,361百万円、「資金運用収益(うち有価証券利息配当金)」1,665百万円、「その他経常収益」267百万円をそれぞれ、「資金運用収益」11,350百万円、「資金運用収益(うち有価証券利息配当金)」1,655百万円、「その他経常収益」278百万円として組替えております。

※1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
株式	78百万円	94百万円
出資金	141百万円	141百万円

※2.銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	4,849百万円	4,753百万円
危険債権額	34,636百万円	32,192百万円
要管理債権額	1,500百万円	2,215百万円
三月以上延滞債権額	—百万円	一百万円
貸出条件緩和債権額	1,500百万円	2,215百万円
小計額	40,985百万円	39,161百万円
正常債権額	1,581,511百万円	1,602,386百万円
合計額	1,622,496百万円	1,641,547百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる 債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前事業年度	当中間会計期間
(2025年3月31日)	(2025年9月30日)
	2,497百万円

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年 9 月30日)
担保に供している資産		
現金預け金	14百万円	14百万円
有価証券	123,631百万円	128, 425百万円
その他の資産	44百万円	18百万円
計	123,690百万円	128, 458百万円
担保資産に対応する債務		
預金	17,228百万円	9,844百万円
借用金	115,900百万円	118,700百万円
その他の負債	459百万円	990百万円
上記のほか、為替決済及び短期金	ὰ融取引等の取引の担保として、次のものを含	色し入れております。
	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
有価証券	179,092百万円	159,255百万円
その他の資産	22,700百万円	22,700百万円
また、その他の資産には、保証金	☆が含まれておりますが、その金額は次のとお	らりであります。
	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
保証金	521百万円	491百万円

※5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
融資未実行残高	190,977百万円	186,674百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	163,802百万円	162, 221百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも 当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変 化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減 額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の 担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契 約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※6. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証 債務の額

前事業年度	当中間会計期間
(2025年3月31日)	(2025年9月30日)
8,564百万円	

(中間損益計算書関係)

※1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
償却債権取立益	189百万円	543百万円
株式等売却益	53百万円	95百万円

※2. 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
有形固定資産	409百万円	502百万円
無形固定資産	523百万円	581百万円

※3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間	当中間会計期間		
	(自 2024年4月1日	(自 2025年4月1日		
	至 2024年9月30日)	至 2025年9月30日)		
貸倒引当金繰入額	80百万円	568百万円		
貸出金償却	348百万円	311百万円		
偶発損失引当金繰入額	124百万円	164百万円		

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当中間会計期間の中間貸借対照表計上額は子会社株式94百万円、関連会社株式 -百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式78百万円、関連会社株式-百万円)は、市場価格のない 株式であることから、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

2025年11月11日

株式会社東和銀行

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小林 尚明 業務執行社員

公認会計士 大辻 竜太郎 業務執行社員

指定有限責任社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられて いる株式会社東和銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2025年4月1日か ら2025年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括 利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本 となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準 に準拠して、株式会社東和銀行及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会 計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示 しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の 基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、 我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従っ て、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人 は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸 表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を 作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切で あるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に 関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投 資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場か ら中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別 に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると 判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専 門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに 対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の 意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部 が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、 分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク 評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表

示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注 記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に 基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか 結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表 の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中 間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに 入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性があ る。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連 結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠 を入手するために、中間連結財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する 指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合 又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

2025年11月11日

株式会社東和銀行

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小林 尚明

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大辻 竜太郎

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東和銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの第121期事業年度の中間会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東和銀行の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の 基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が 国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会 社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注 記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。